

## 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例

沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第9条中「法第16条に規定する疼痛等の緩和を目的とする医療その他の行為」を「法第15条に規定する緩和ケア」に改める。

第11条第1号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第14条の見出し中「がんの登録」を「がん登録」に改め、同条中「次に掲げるがんの登録」を「法第18条第2項に規定するがん登録」に改め、各号を削る。

第18条第1項第1号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

がん対策基本法の一部が改正され、緩和ケア及びがん登録に係る定義規定が置かれたこと等に伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。